

(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	電子トランス	日付 平成14年10月15日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能 インバータを利用した電子トランスで、屋外で使用する照明器具に電源を供給するためのもの。出力は技術基準別表第四6(1)ニ(ホ) aに定める寸法の刃受けを持ち、装飾用電灯器具を接続する。</p> <p>構造、仕様、意匠 入力 AC100V、50/60Hz 出力 AC100V、55Hz 商用電源をインバータにより50kHzの高周波に変換した後、再度、商用周波数に近似した正弦波の波形に変換して出力する。</p> <p>主な使用者、販売先 一般家庭用</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容 特定電気用品の「その他の家庭機器用変圧器」として取り扱う。</p> <p>理由 当該電気用品は政令で定める電気用品の範囲に含まれるため。</p>		